

きるとのことです。私の現場確認が不十分であったことをおわびして発言を訂正させていただきたいと思います。申し訳ありませんでした。

以上です。

○議長（小川 廣康君） この際、議長から申し上げます。

今後におきましては、確かな情報を基に一般質問等をされるよう、よろしく願いしておきたいと思います。

ただいまから議事日程第4号により、本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 市政一般質問

○議長（小川 廣康君） 日程第1、市政一般質問を行います。本日の登壇者は4人を予定しております。

それでは、届出順に発言を許します。12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） おはようございます。12番議員の小宮教義でございます。今日は、私がトップバッター、朝一番でございます。朝一番ですから眠とうございませうけども、私の持ち時間はわずか50分でございますので、御辛抱をお願いしたいと思います。

今日の、この3月の11日、これは東日本大震災からちょうど今日で10年目の節目の日でございます。ちょうど10年前の今日、たしか午後3時頃に地震が発生をしまして、そして皆様もテレビで御覧になったと思いますが大きな漁船が津波にのまれて、こうなっておるんですね、そして、その津波が町全体を音を立てて破壊をするという本当に痛ましい災害でございました。そして、この災害で約1万5,000人以上の方がお亡くなりになっておられます。そして、まだいまだ身元がわからない方、見つからない方が約2,500人以上おいででございます。そして、避難をされ不自由な生活をされておられる方々が4万人以上という数でございます。本当に非常に日本の歴史に残る大災害でございました。亡くなられた方の御冥福とそして地域の一日も早い復興をお祈り申し上げたいと思います。

我が国の同盟国アメリカでございますが、バイデン政権になってやっとアメリカも本来の姿を取り戻すのではないかと思います。そして、国際秩序を早く取り戻していただきたいと思います。

それにしても、我が国の隣の中国、えらい元気が出るところでございますけど、今、中国は新しい法律をたくさんつくっておりますが、この中で2つほどございます。

一つは、愛国心がなければ議員になれないというふうな法律もつくっておるようでございます。そしてもう一つは、大事なのは海警法の改正をされておられます。これは先月の2月の1日から施行されているのでございますが、この内容が武器の使用を含むあらゆる必要な措置を講ずることができる、どんなときでも武器を使えるという法律でございます。そして、先月、同じ月です

けども15、16日2日間にわたって我が日本国の尖閣諸島に海警局の公船——船が4隻侵入し、我が領海に——12海里でございますが、そしてこともあろうに我が日本の漁船を追い回して出ていったということでございます。

それに対してこの日本の対応、これは海上保安部の対応でございますが巡視艇が対応しております。そして、その対応というのは、どうして武器を使うかということですけども、これについては警察法の第7条に準ずるといふ、ちょっとわけの分からないような対応を取っているそうでございます。

これでは日本の国は守れない。やはり確固たる領土を確保するためには、守るためには自衛隊法を改正して、そして自衛隊がその勤務に当たるべきだと思えます。

では、さきに通告しておりました2点について市政一般質問をさせていただきます。

まず、1点の市の損害賠償について。

これは台風9号、10号の小鹿漁村センターの件でございますが、これについては市が勝手に瑕疵を決めて国家賠償法で市が支払うという問題でございます。これについては、何回も質疑をされておられますので、次の2点に絞ってお尋ねをいたします。

第1点目が、国家賠償法の瑕疵は市が判断したとのことだが、その法的根拠は何なのかということでございます。ここでいう瑕疵とは屋根が飛んだということではなくて、以前確認をさせていただきました「瑕疵とは、通常有する安全性を欠くこと」ということでございます。この法的根拠をお示し願いたいと思えます。

今までの見解の中では、これについては専門家の見解書によるということございましたので、もし同じような答弁であれば、この壇上での回答はする必要はございません。

それと2点目でございますが、瑕疵があったときのために入っている全国町村会総合賠償の補償保険は対馬が瑕疵を認めたのだから、なぜ、賠償責任を負わないのかということでございます。これも何回も質疑等を重ねておりますので、内容としては自然災害による不可抗力ならば前回と同じような答弁でございますので、それであれば壇上での回答はする必要はございません。差し控えていただきたいと思えます。

それと、2点目でございますが、これについては去年の6月の定例議会で副市長の二人制について問うたときに、市長は次のように答弁されておられます。「幅広い分野に目を向けて適切な人材を早い時期に議会に提案できるよう考えている所存でございます」との答弁でございましたが、あれから約1年近くなります。どのようになったのかについてお尋ねをいたします。

以上でございます。市長の答弁を求めます。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） おはようございます。小宮議員の質問にお答えします。

初めに、市の損害賠償についてでございますが、台風時における市の損害賠償の考え方は、市の所有、管理する施設の瑕疵によって、他人に損害を与えた場合に賠償責任を負うものでございます。

小鹿魚村センター屋根飛散による近隣住宅への損害賠償につきましては、議員全員協議会で御説明申し上げましたとおり、専門家の意見として、1級建築士から「飛散した木造勾配屋根の構造上、軒けたとたるきの固定方法は固定金具などを用いて固定することが一般的であるところ、くぎのみの固定であり、台風第10号の暴風により風圧力に対する十分な耐力を有していなかったことが要因であると考えられます」との見解をいただいております。

市といたしましては、小鹿地区内で台風第10号によって屋根瓦の一部が飛散した建物は数件確認されましたが、屋根全体が吹き上がり飛散した小鹿漁村センターのような大規模な被害はありませんでした。専門家による見解も踏まえ、小鹿漁村センターの屋根は台風第10号の数日前に接近した第9号の暴風の影響により接合部の構造耐力が低下し、瑕疵判断となる通常有すべき安全性が欠け、第10号の強風による風圧力に対する十分な耐力を有していなかったと判断するに至り、国家賠償法第2条第1項の規定の趣旨に鑑み、賠償責任を負おうとするものでございます。

具体的に瑕疵とは、最高裁判例においても公の営造物が通常有すべき安全性を欠き、他人に危害を及ぼす危険性がある状態をいい、係る瑕疵の存否については当該営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況など諸般の事情を総合考慮して具体的・個別的に判断すべきとしています。事故発生の回避可能性がない場合やその発生が予測できない場合には瑕疵はないとしております。

予測可能性については、台風9号通過後、漁村センターのスレート瓦が複数枚飛散していたことによる被害拡大のおそれ、台風10号に関する気象庁からの台風情報から、そして回避可能性については台風9号通過後、台風10号最接近時刻までの3日間という時間があつたこと。

以上の点から、事故発生の予測及び回避可能性を否定することができないことから、管理に瑕疵があつたと判断しております。

また、全国町村会総合賠償補償保険の引受保険会社である損保ジャパン株式会社からは「自然現象タイプの事故ではそのような危険を予測できたかどうかの問題となり、通常予測することができない自然力によって事故が発生した場合は不可抗力として賠償責任が発生しません。

なお、法令違反があつた場合でも直ちに安全性を欠き、他人に危害を及ぼす危険性がある状態とはいえないため、御提出済みの見解書内容を踏まえても同様の回答となります」との回答を頂いているところでございます。

次に、2点目の副市長の二人体制についてでございますけれども、議員から御提言を受け、適切な人材を模索してまいりましたが、本定例会まで上程に至っておりません。適切な人材を御提案

できるようになりましたら、改めてお願いすることといたします。当面の間、市民皆様の生活と福祉の向上のため、現副市長と市政運営に一生懸命努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 問題に入る前に3点ぐらい先に質問させていただきますが、まず第1点でございますが、この問題については今年の12月から問題になっておるんですが、今年の12月にこの記録を、議事録読んでみますと、これ、部長にお尋ねしますけども、私が千葉県ゴルフ場の支柱の倒れた分について話したときに理論的な検証も必要じゃないかという話を踏まえながらしたときに、部長は次のように話しております。「1点目の施設に瑕疵がなかったというような形になるだろうと思います」と、瑕疵がなかったんだという話をしております。そしてその要因としては、今回の台風は鰯浦の観測史上最大となる最大瞬間風速48.9メートル記録したんだということです。そして、台風10号の猛威に耐えることができずに飛んだからこれは瑕疵がなかったというふうな形になる、というふうな答弁をされておられます。その後、瑕疵があるというふうな話をされたわけでございますが、どうして取り下げた後に瑕疵というふうな話をされたのかということですね。

先にそれをお尋ねしたいと思います。

○議長（小川 廣康君） 上対馬振興部長、森山忠昭君。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） 小宮議員の質問にお答えいたします。

さきの12月の議会の折に小宮議員からの質問で、私のほうで施設に瑕疵がなかったかというような形になるかと思うのですがということですので発言をしております。これにつきましては、地上からの目視によって屋根を確認しておりますので屋根自体がどのようになっておったのか、そういうのが判断できませんでした。ただ、瓦が数枚飛散しておりましたので危ないということとは認識しておりました。

そして、台風の強さですけど、これは、台風10号は報道でもありましたように大変大きな台風だという報道があっておりました。そして記録的にも観測史上鰯浦では大きな台風だというような記録がありましたので、そのような発言をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） その後、今後は市長のほうの答弁があるんですけども、ゴルフの関係をしたときに市長はこのように答弁しておるんですけども、「確かに最初は自然災害であって補償する必要はないようなことで進めておられたと思うけども、またそのオーナーが練習場の売却をしながら補償をしたというふうに私も感じております、そして、そういうこともありまして

確かに保険にかかっていると思うけれども、施設の屋根が飛んで飛来したと、そして受忍を、範囲を超えた被害が発生したと、そういうこともありまして、ということは自然災害であるけれども、受忍に堪えないような被害を被ったんだと、だから、ゴルフ場のオーナーの考えに沿ったようなことで補償をしたいんだ」ということを言っておられます。この補償というのは、国家賠償法ではなくて見舞金とかそういうふうな補償という意味ではなかったんですか。

それを問います。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 確かに私のほうが千葉県ゴルフ場の災害の件で答弁いたしました。このことにつきましては今現在、裁判外紛争解決手続ですかね、俗にADRと言われておりますけれども、このことによって解決済みというような報道がなされているところでございます。

そういう中で、私が受忍の範囲を超えた被災だから、これは見舞金みたいなものじゃないかというような御質問でございますけれども、あくまでも受忍の範囲はもちろん超えてはいると私自身も思っておりますけれども、先ほども答弁いたしましたように、その危険性、予測性、回避性があつたかどうかというような判断をしたときには、そこが瑕疵を認めざるを得ないというような判断に至ったということでございます。

こういうことも、私たちがいろいろと最高裁の判例とかいろんな資料を集めまして、総合的に判断をした結果ということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） あれですね、ちょっと論点を整理してさせていただきたいと思うのですが。

まず、論点の一つとして専門家による見解書の件です、この見解書の内容の確認について一つと。それと2番目が、市長が先月の2月26日にこの議案を審議するときに民法717条の工作物の責任履行ということを挙げておられましたので、その2点についてちょっと論点を整理して話をさせていただきたいと思いますが。

まず、1点の見解書の内容の確認でございますが、この見解書ここにございますけれども、これには専門家のことです、これを基に全てをやっておるということですから、この資料には、「小鹿漁村センター屋根飛散についての見解書」ということですよ。本来であると瑕疵を問うんだから、この瑕疵についての見解書ということではなかったんですか。その辺はどうなんですか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） あくまでもこれは市の顧問弁護士さんのほうとも相談をさせていただいた上で、こういう状況のときには専門家の意見も聞いた上で適正な判断をすることが重要であるというような御助言もいただいておりますので、そこで1級建築士を取得していらっしゃる

す方にどのような見解となるのかというようなことでお願いをしたところであります。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 確かに弁護士はそう言われたでしょう。ここの報告書がござい  
ますから。これによると、設置・管理に瑕疵があったとその弁護士が専門の業者に聞いてくださ  
いよと、瑕疵についてですよ。瑕疵についての見解を求めておるのであって、先ほどの見解書と  
いうのは内容をよく見ればすぐわかると思いますが、これは瑕疵ではなくて建物がこの10号で  
飛んだ原因について書いてあるんですよ。

だから、弁護士が問わんとする瑕疵については何ら調査はしていないんじゃないですか。そう  
いうのが弁護士の見解ですよ。どうなんですか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 確かに、この1級建築士からの見解書の中は構造的な見解が主になって  
いるものというふうに思います。1級建築士が裁判官ではありません、また弁護士でもありませ  
んの、構造的な問題での見解は述べるにしても法的な瑕疵の判断までに至るとは考えられませ  
ん。

そこで、先ほども申し上げましたように、市といたしましてもこれまでの最高裁の判例等を参  
考としながら、当初の答弁で申し上げましたように、その瑕疵の判断の基礎となる危険性、そし  
て予測可能性、回避可能性、この3点を中心に総合的に検討をしながら判断をしたということで  
ございます。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） あのですね、顧問弁護士が言わんとするのは専門家に瑕疵の判  
断をしてくださいよと、そして、その瑕疵の判断が正しければ瑕疵に当たるんだと、そういう説  
明を弁護士顧問の意見として上がっておるじゃないですか。先ほど言うたように瑕疵というのは  
屋根が飛んだことじゃないんです。通常有する安全性を確保されているのかないのか、それが法  
的根拠の瑕疵なんです。だから、弁護士は言わんとする瑕疵というのは、この見解書にはないん  
じゃないですかということをお尋ねしているんです。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 先ほど言いましたように、法的な瑕疵の根拠と申しますか、構造的な瑕  
疵の根拠としてはこの見解書の中にも記載されてありますように、「一般的に木造の構造物の場  
合はたるきと軒けたを専用の固定金具などで固定する方法で施工することが一般的です」と。そ  
ういうことで、今回のこの台風によってたるきと軒けたが外れまして飛散していることから、こ  
の固定方法が十分な耐力を有していなかったと考えられるというようなことで、「台風10号の暴  
風による風圧力に対する十分な耐力を有していなかったことが要因と考えられる」ということで

記載をしておりますし、我々もこのことを参考としながら、先ほど申しましたように、危険性、そして予測性、回避可能性のこの3点を中心に検討を重ねながら、今回の件につきましては市のほうに瑕疵があると判断せざるを得ないというようなこととしたわけでございます。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） この報告書にも、私何度も言いますが、瑕疵という判断は何もないんです、見解書には。一言もないじゃないですか。これは何度も言うけども台風10号で屋根が飛んだ原因を調べてあるんです。ならばお尋ねしますけども、その専門家のほうに瑕疵について問われたことがございますか。調査をしてどこが瑕疵があったのかと、そこが基本なんですけどね。専門家のほうに瑕疵について問われましたか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） ここではあくまで屋根の飛散についての見解を求めていますので、それが法的にどのことが瑕疵になるのかということまでは恐らく求めてはないんじゃないかなと思います。

私のほうも専門家のほうにはそこは尋ねておりません。担当部長のほうからそのことについては答えさせます。

○議長（小川 廣康君） 上対馬振興部長。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） 先ほどの質問で、弁護士さんからの助言を頂きまして、この屋根の構造がどのようなものか、私たちも専門ではございませんので専門家の意見を聞きながら、まず構造自体がどのようなものなのか、その見解を1級建築士さんをお願いして、1級建築士さんの見解は先ほど市長が申し上げましたように、くぎだけでやっぱり十分な耐力を有していないと、だから固定金具を用いてするのが理想です、一般的ですよという見解を頂いております。以上です。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） あのですね、金物金物と言われるけども、私の資料の9ページをお願いしたいと思うのですが、確かにこれは基準法でぴしゃと決まっているんです。でも、これ読んでもらうと分かると思うけども、この資料の9ページ、皆さんのタブレット見ればわかるんですけど、ここには金具なんていうのは書いていないんです、これが基準法なんです。これには金具をつけなさいとは書いていない。ただ今回のように軒の出が非常に少ないんです、60センチぐらいのものについては、現在でもくぎで十分耐えられるんです。私も専門家ですから。じゃこれがどうして耐えられるかという計算書も以前お渡ししたと思いますけども、3の2、これにくぎ一本で耐えられると。耐えるということは通常有する安全性を確保しているんです、この3の2で。専門家が見ればすぐ分かると思います、この数値は。これで担保されているんです。

だから、構造的には何ら問題ない、数値的にも確保できているんです、これは。その辺の見解はどうなんですか、市長。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 確かにこの構造計算上ではもてるようになっていてございませうけども、ただ、確かにここ建設した当初においてはこのようなことであつたのではないかなと思います。ただ、この建物も建てられてから15年か16年かぐらいの時間が経過しておりますので、その材料等の関係も幾らか出てくるんじゃないかと。それとまた、我々も調べたところで、ある大学の研究成果のほうでくぎというよりもそのたるきの割裂性というんですか、専門用語ではですね。割れることによって耐力が減少するというようなことも実証されておりますので、今後は、またこれについても十分な研究をするというようなことがある書物のほうにも書かれているといふこととございませう。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） くぎの話をされますけど、使う木材というのは含水率が決まっているんです。水分が多かったら先に傷むかもしれないが、基準に合った材料ほとんど使うんですから、20年、30年はこの被害の写真を見ても分かるようにくぎは十分耐力を保有しています。誰が見ても分かるわけですから。だから年数がたった問題についてはこの問題は発生しないんです。数値で示したその数値こそが安全性の担保なんです。それが数値的に確認をされたということは、安全性は確保されておるんです。誰が見ても分かるんです、そんなもん。いいですか。それとその分について……いいです、じゃ次行きましょうか。

この報告書の中で一番最初に確認しなきゃいけなかったのがあるんですが、この最初の報告書の中でページ数が何枚かありますけども、この報告書の中で屋根の大きさ関係が書いてありますよ。屋根の長さが15メートルとか書いてあるんですが、軒の長さが90センチありというような表現もされておりますが、実際にこれは写真関係で照合したり衛星写真で見ると確実に違った数値です。軒の出が15メートルということは建物は12メートルなんだから、引いたら3メートル、半分が1.5メートルですよ、1.5メートルのひさしなら飛ぶかもしれない、数値的にはしかし実際は50センチか60センチしかないんですから、こういうふうなずさんな報告書もあるわけですよ。だから軒の出は50か60センチです。誰が見ても。その中における安全性を確認したということですよ、数値的に。それが安全性の確保ということですよ。

それと、時間がないんですからね。それと2月の26日のときに市長はこのようにも話しておられます。2月の26日の質疑の中で「確かに設計以上の力が働いて建物は飛んだんだ」と、設計以上の力が働いたという回答をしていますよ。ということは設計では安定だったからこれは瑕疵には当たらないということをご自分で認めておられるじゃないですか。これは読み上げるとこ



ういうふうに書いています。「設計以上の力がここに作用した関係でこの屋根は飛んだと推定をされます」と、そういうふうな発言もしておるんです。設計以上の力が働いたということは、これは自然災害なんです。市長自らそう認めておられますけど、それはどうなんですか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 確かに対馬地区でのこのような建築設計の基準風速が34メートルになっているところではありますが、この台風10号のときは鱒浦地区の最大風速でもたしか29メートルぐらいじゃなかったかなというふうに記憶をしております。29メートルというのは基準風速以下であります。その基準風速以外の中で通常有すべき安全性が欠いていたと言えるのではないかと、この飛んだ事実です。ここが私がいつも言うところの、やはり基準の設計風速、基準34メートル以下の風速で耐えることができなかった、そこには風速だけではなくて風向とか、また老朽化とかそういったことも若干出たということではないかというふうに思っております。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） もう時間がありませんけど、市長が言われた民法717条の件でちょっとお尋ねしますけども、市長はこういうふうに言っておられます。2月26日には、要約すると「台風が来たときにみんなが飛ば、それは不可抗力であってそれは自然災害だ」というふうな答弁しています。でね、台風9号が来たときには漁村センターもそうなんです、周りの瓦も飛んでいるんです。台風9号も10号も史上最大の瞬間最大風速を出しているんです。台風9号が来たときに漁村の屋根、そして周りの屋根も飛んだんですが、これは不可抗力ではないんですか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） あの、私が再々申し上げますのは、民法717条の中で工作物責任という項目がございます。ここでは最高裁等の判例におきましても、先ほど議員おっしゃられたように、その地域辺りでそのような同一の被害がなくて、例えばその被害があったところだけにこのような被害が発生した場合においては、その所有者等に損害賠償の責任が発生するということが、これは判例としてもうたってあるということで私のほうは申し上げたところであります。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） そうですよ、9号、10号も大きい台風ですから、皆が飛ばばそれは自然災害なんです。じゃ10号はなぜ、同じように強い台風なのに自然災害じゃないんですか、同じ台風ですよ。ならば10号も自然災害というのが一般的な考えです。いろいろ人の考えはあるかもしれないが、ただそこを大きく判断をできるのはやはり大きい組織の中、今回の対馬市が入っておる総合保険の分です、損保ジャパン。これは大きい会社です。その会社がこのような大きい台風については自然災害だから不可抗力であると、だからお金は払いませんよとい

う見解を出しておるわけです。それに対して市のほうというのは見解書を出して飛んだ原因だけを上げて、本来の瑕疵ではなくて飛んだ原因だけを上げてそれは瑕疵だと言う。それも総合的に損保ジャパンが審査をして、そしてそれは完全に最大の風が吹いたんだから自然災害じゃないかというふうな判断をしておるんですが、じゃ、損保ジャパンについてどうなんですか。そういうことはないと言い切れるんですか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 別に私のほうが損保ジャパンの会社内のことをいろいろと言うことは差し控えたいとは思いますが、あくまでこの保険会社としては対馬市から送られた情報関係を元手に、会社としてのそのような判断をなされたものというふうに私自身理解はしておりますけども。ただし、我々としてはあくまで損保ジャパンさんの考え方に同じにする必要もないと申しますか、弁護士の先生のほうからの助言の中でも、あくまで保険会社のほうが補償はしない場合でも、市としましてはその瑕疵を認めて、そしてまた議会の同意を得て損害賠償をすることについては差し支えないというようなことをいただいているところであります。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 確かに弁護士の先生は言われたと思います。でもその弁護士のその見解が何度も言うようだけでも、その前提としてこう言っているじゃないですか。「専門家に頼んで瑕疵を明らかにしてくれ」と、そうであればその瑕疵が認められたらそういう流れになると、弁護士もそう言っておるんですから。

瑕疵の判断もせずに自分たちで勝手に瑕疵だ、瑕疵だと言いながら、弁護士の言うようにすればさっきの流れになると思います。基本におかしいと思います。

そして、今回のその向こうも保険が出るわけですから、700万か800万か出るでしょう、と思います。その保険で直していただいて、建物を。出るんだから。そして、先ほど言われるように非常に悲惨な状態だったんだと市長は見に行かれたんだから、そしてどうかしてやらんといかんと思うじゃないですか、それが人間ですよ。ならば、保険で直していただいてそれに代わるもの、代わる補償ですよ。補償というのは見舞金であったりとかそういう形での補助はいいけども、日本国憲法に違反するような、国のような国家賠償法というのは使ったらいけないと思います。まだ、時間もあるんだからほかの補償方法も考えて、そして見舞金でどうだろうかということであればそれでいいじゃないですか。皆さんほとんど自分の保険で直しておるんですから。でもそれ以上に悲惨だったんでしょう。ならば、そういうような形で見舞金なりその他のもので対応するというふうな方向転換も必要ですよ。税金ですからね、人のお金じゃないんですよ。税金で払うんですよ、人のお金と思って勘違いしてもらったら困ります。

最後に何か言ってください。寂しいけど。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 先ほど申されましたように、ただ、今この被害者の方のほう（「まとめてください」と呼ぶ者あり）加入されてある保険については、もう御承知のように何かなかなか今はっきりして出せるというような状況ではないということは聞いております。

そういうことで、我々といたしましては何度も言いますがこの一級建築士の見解を得て、そしてまたこの瑕疵の判断となる危険性、そして予測可能性、回避可能性について総合的に判断して瑕疵と認めざるを得ないということで判断をしているということを申し上げます。

○議長（小川 廣康君） これで、もう時間です。（発言する者あり）時間かかりますか。はい、じゃ特別に許可します。どうぞ。12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） すみません、最後に一つですね。

国家賠償法というのがございますけども、ただ瑕疵というのをはっきりと確認をしてくださいよ。瑕疵がもう法律で決まるとるんだから、これが瑕疵だというのは。この見解書はその瑕疵も何もうたっていない。これが瑕疵をうたっていればいいんですよ、これが瑕疵だということを。

そういうことで何度も言うけども、まず今の建物は保険で直してもらって、そして後はそういうような形での補償を考えていただきたいと思います。

これ以上言っても無駄でございます。

以上。

○議長（小川 廣康君） これで、小宮教義君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 暫時休憩します。再開を11時10分からといたします。

午前10時53分休憩

午前11時07分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

引き続き市政一般質問を行います。17番、作元義文君。

○議員（17番 作元 義文君） 皆さん、おはようございます。

新政会17番議員の作元でございます。実は、私は昨年12月の定例会でこの一般質問を通告しておりましたが、自分の都合で登壇することができませんでしたので、今回改めて中身も若干ずれるところがあるかも分かりませんが、質問をしてみたいと思います。

さて、世界中で猛威を振るっております新型コロナウイルスの発生から1年が経過をいたしましたけれども、まだまだ終息の機会を迎えることができておりません。ワクチンの接種も始まり終息を迎えることに期待をしておきたいと思っております。